

## 新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起（その51）

令和3年6月19日  
在シンガポール日本大使館

1. 6月18日、シンガポール保健省（MOH）は、コミュニティの安全を守るための再開措置を概要以下の通り公表しました。詳細は保健省（MOH）HPを確認ください。

保健省（MOH）HP

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/calibrated-reopening-to-keep-our-community-safe>

（1）関係省庁タスクフォース（MTF）は、2021年6月14日（月）のフェーズ3（Heightened Alert）の第一段階への緩和と、6月21日（月）の第二段階への更なる緩和を発表していました。MTFは、安全かつ段階的な移行のために尽力くださったシンガポール国民および居住者の皆様に感謝いたします。ここ数週間のシンガポール国民の努力により、感染の連鎖を遅らせることができましたが、感染経路不明な感染が引き続き発生しており、コミュニティで感知されていない感染が続いていると考えられます。引き続き、衛生管理を徹底し、警戒を怠らず、コミュニティの安全を守るために、再開に向けた慎重な対応をしなければなりません。

### 【最新の状況】

（2）第一段階の緩和措置が開始されて以来、小規模かつ継続的な感染経路が不明な感染例が発生しており、115 Bukit Merah View Market and Food Centre 周辺での感染例のように、大きなクラスターへと拡大する可能性があります。さらなる感染拡大のリスクを低減し、このクラスターから発生する可能性のある新たな感染を防ぐために、Bukit Merah View 115, 116 で働くすべてのスタッフとテナントに対して特別な検査を実施し、これらの2つのブロックを感染者がいた日に訪れた一般市民に対しても新型コロナウイルス検査を無料で実施しました。

（3）一般コミュニティと日常的に接触する職種の人々の健康を守るため、

2021年3月からホーカーセンターや市場で働く人々に優先的に予防接種を提供しています。このような環境で働いている方で、医学的に適格な方には、ワクチン接種をお勧めしています。

### 【フェーズ3への段階的再開に向けた最新のアプローチ】

(4) このように感知されない市中感染事例が引き続き発生しているため、再開に向けた計画を調整しています。2021年6月21日からは、飲食店での食事や屋内でのマスクを着用しないスポーツ/エクササイズなど、リスクの高い活動については、これまで発表していた5人までのグループではなく、2人までのグループでのみ再開を許可します。同時に、これらに従事するスタッフを、抗原迅速検査(ART)を始めとする定期的迅速簡易検査(FET)にできるだけ早く参加させます。今後数週間でFETの能力を高め、7月中旬頃までにはこれらの環境で働く人々に定期的FET体制を整える予定です。したがって、今後スーパープレッダー(多くの人への感染拡大の感染源)となるようなイベントや大規模なクラスターが発生しない限り、2021年7月中旬(日付は後日発表)からは、このような活動を最大5人までのグループのサイズに拡大することを考えています。

(5) 飲食店、屋内でのマスクなし活動、および結婚披露宴に関する最新の措置は、以下に詳述されています(適用される他の活動を含め、最新の措置の詳細については、付属書Aを参照のこと)。

(付属書A)

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-a-mtf-18-jun.pdf>

### (6) 飲食店での店内飲食再開

飲食店は、2021年6月21日より、2人までのグループで店内飲食を再開することができます。つまり、同一世帯ではない2人を超えるグループは、複数のテーブルに分かれていても、飲食店内で一緒に食事をすることはできません。また、大声で会話をすることによる感染のリスクをさらに軽減するため、飲食店で録音された音楽を流すことは認められません。これは、既に施行されている飲食店でのビデオやテレビの上映、生演奏の制限に追加されるものです。また、飲食店では、感染のリスクを低減するために、グループ間の距離を1メートル以上離し、1グループ2人までとすることを厳守してください。また、安全管

理措置に違反した場合には、より厳しい取り締まりが行われます。飲食店の利用者は、飲食中を除き、常にマスクを着用しなければなりません。

#### (7) 結婚披露宴

結婚披露宴は、出席者が長時間たくさんの人と交流をする傾向があり、よりリスクの高い活動であるため、2021年7月中旬まで禁止します。

#### (8) 屋内でのマスク無しでのスポーツ/エクササイズ

ジムやフィットネススタジオでは、屋内でのマスク無しでのスポーツ/エクササイズを、個人間では2メートル以上、グループ間では3メートル以上の安全な距離を置いた上で、2人までのグループ、およびインストラクターを含む30人までのクラスで再開することができます。マスク着用および屋外でのマスクなし活動については、5人以下のグループで、インストラクターを含めて30人以下のクラスで行うことができます。詳細については、今後 SportSG が発表します。

#### 【在宅勤務はデフォルト】

(9) 今後数週間のうちにフェーズ 3 (Heightened Alert) に移行するため、職場や公共交通機関などの公共の場での交流を減らすことで、感染リスクを抑制する必要があります。そのため、在宅勤務は引き続きデフォルトになります。事業者は、在宅勤務が継続されることを確認するとともに、職場に出勤する必要がある従業員については、始業時間をずらしたり、フレックスタイムを導入したりするようにしてください。また、従業員が複数の職場にまたがって勤務することは今後も避けてください。職場については、懇親会は引き続き認められず、仕事に関連したイベント（製品発表会、タウンホールミーティングなど）での飲食は引き続き認められません。

#### 【支援策の対象】

(10) 2021年7月中旬まで、引き続き様々な活動の安全管理措置が強化されることに鑑み、政府は、影響を受ける部門に対する Jobs Support Scheme の強化を2週間かけて10%に引き下げますが、その前に3週間延長します（詳細は付属書Bを参照）。

(付属書B)

<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-b-mtf-18-jun.pdf>

(11) 自営のホーカー業者への支援を行うために、政府は、NEA（国家環境庁）または NEA が任命した事業者が管理するホーカーセンターの出店者に対し、テーブル清掃および集中食器洗浄サービスの料金に対する補助金を 2021 年 7 月中旬まで延長し、賃借料を免除することとします。

(12) 安全管理措置の強化により引き続き影響を受けているその他の労働者を支援するため、政府は COVID-19（一時的）回復助成金（CRG-T）を 2021 年 7 月 31 日まで延長します。CRG-T の既存の受給者で、引き続き支援を必要とする人は、7 月に CRG-T の 2 回目の支援を申請することができます。詳細は社会・家庭振興省から発表されます。

**【高リスク活動に従事するスタッフに対する定期的迅速簡易検査（FET）の段階的な実施に関する最新情報】**

(13) マスクをしていない顧客がいる環境で働く、あるいは個人間で長時間の接触がある場所で働くすべてのスタッフに対する ART（抗原迅速検査）などの検査を用いた定期的な FET 体制を敷くことを求めます。これには次のスタッフが含まれます。

- a. 店内飲食のある飲食店
- b. パーソナルケアサービス（例：フェイシャル&ネイルサービス、スパ/サウナ、マッサージ店、理髪店、メイクアップサービス）、および
- c. 客がマスクを外しているジムやフィットネススタジオ

(14) これらの施設のスタッフには、2021 年 7 月中旬頃から 14 日ごとの FET が義務化されます。FET の大部分は、事業者の管理の下で行う自己スワブ検査により行うことができると考えています。事業所が FET に取り組むことを支援するために、企業が事業所内の管理者によりスタッフの ART 自己スワブ検査を管理できるようにするためのトレーニングプログラムを用意しました。これらの管理者トレーニングプログラムは、今後 3 ヶ月間、無料で提供されます。また、そのような検査のための ART キットも準備されます。一部の事業所は、すでに従業員をトレーニングに派遣しており、2021 年 6 月 21 日から順次、定期検査を実施する準備が整っています。

(15) 自己スワブ検査の管理を行うことができない小規模な企業もあります。そこで、クイック検査センター（QTC）を設置して、検査が必要な人を支援することにしました。まず、Tekka と Yishun にそれぞれ1カ所ずつ設置し、2021年6月21日から運用を開始します。その後、順次、QTCを増設していく予定です。また、これらの環境での感染リスクをさらに最小化するために、政府はこれらの環境で働く人への早期のワクチン接種を促進します。

(16) 関係機関は、特定のセクターに対して、定期的 FET に関する情報を提供します。

**【高齢者介護施設の訪問者に ART による新型コロナ検査を6月21日の訪問再開に合わせて導入】**

(17) 2021年6月5日から2021年6月20日まで、高齢者の介護施設への訪問は、最近のコミュニティでの感染の事例を考慮して一時中断されていました。私たちはこれら施設と協力して、高齢者の健康を守るために訪問者の管理や検査の方針を見直すなど、既存の一連の予防措置を強化してきました。

(18) 2021年6月21日以降、物理的な訪問が再開される際、訪問者管理策を強化するために、高齢者介護施設への訪問者は事前に FET を受け、陰性と判定される必要があります。この事前の FET には ART を使用します。施設によっては、ART に必要な手続きを整えるのに時間がかかるため、訪問の再開が遅れることを、訪問者の皆様にご理解いただきたいと思います。その他、より多くの訪問者に対応する前に、運営プロセスを安定させるために、少ない訪問者数で受け入れを開始する施設もあります。訪問者は、事前に高齢者介護施設での面会の予定を立て、ART を完了するために必要な時間を追加するよう考慮する必要があります。

**【SafeEntry Gateway チェックアウト・ボックスの導入】**

(19) 今後数週間内に、接触者の追跡を容易にし、コミュニティでの感染拡大を抑えるための重要なデジタルツールである TraceTogether (TT) プログラムと SafeEntry (SE) プログラムを強化するため、SafeEntry Gateway (SEGW) チェックアウト・ボックスが、入場者の多い施設で順次展開されます。これは、SE で施設の退出を登録したいが、現行のシステムではできないという SEGW 利用者からのフィードバックを受けたものです。これにより正確に接触者追跡を

行うことができます。

(20) SEGW チェックアウト・ボックスは、訪問者の多い施設（モール、病院、ポリクリニックなど）や、マスクを外した状態で個人が長時間接近する可能性が高い場所（飲食店やスポーツジムなど）に設置されます。対象となる企業には通知され、今後数週間のうちにSEGWチェックアウト・ボックスが届きます。

(21) 一般の方は、可能な限り、施設を出るときに SE チェックアウトを行うようお願いします。これによって濃厚接触者を特定するための詳細情報を提供することで、接触者の追跡プロセスをサポートします。

### 【感染の封じ込めの強化】

(22) 変異株の感染力が高くなっていることから、感染を封じ込め大規模なクラスターの発生を防ぐために TT および SE のデータを利用していきます。これにより、感染を防ぎつつ、より多くの活動を再開することができるようになります。この措置の一環として、感染者が訪問したのと同じ日にホットスポットを訪れ、ウイルスにさらされた可能性のある人たちに SMS で「ヘルスアラート」を送信します。これらの人は、指定された検査センターで検査を受ける義務があり、検査結果が出るまで隔離された状態で過ごすことが求められます。検査結果が陰性であれば、感染のリスクは低くなりますが、念のため、他人との接触を制限し、必要な行動だけをとるようにしてください。職場への出勤がどうしても必要な方（在宅勤務ができない方）には、出勤を許可します。ただし、職場における安全管理措置を厳守しなければなりません。さらに、検査センターでは、自己検査キットを配布しますので、その後数日間、自宅で自分で検査を行い、感染していないことを確認してください。すべてのシンガポール人が役割を果たす必要があります。詳細については、準備が整い次第お知らせします。

### 【コミュニティの安全を守るために】

(23) 感染経路が不明な症例が続いていることは、コミュニティに感知されない感染者がいることを示唆しています。ワクチン接種率が向上するまでは、検査、封じ込め、段階的な再開などの公衆衛生対策が、ウイルスに対する最善の防御策です。各個人が、安全管理措置を継続し、衛生管理を徹底し、不調の際は医師の診察を受け、検査を受けなければなりません。

(24) 今後数ヶ月間は、感染のリスクを減らし、不幸にも感染してしまった人の病気の重症度を下げするためにも、ワクチン接種が重要な役割を果たします。その効果は一丸となって高いレベルの予防接種率を達成したときにしか分かりません。対象となる方には、ワクチンが提供された際には是非とも接種していただきたいと思います。皆で協力してこそ、より強く、より安全な国になることができるのです。

2. 6月16日、シンガポール保健省（MOH）は、私立病院・医療クリニック法（PHMCA）に基づいて認可された24の民間医療機関を、特別アクセスルート（SAR）の下でシノバック-コロナバック・ワクチンのライセンス提供者として選定しました。これらの医療機関は、シノバック-コロナバック・ワクチンの接種を希望するシンガポール市民、永住者、長期滞在者にワクチンを投与することができる旨公表しました。詳細は保健省（MOH）HPを確認ください。

保健省（MOH）HP

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/24-private-healthcare-institutions-selected-to-administer-the-government's-stock-of-sinovac-coronavac-covid-19-vaccine>

3. 6月11日、シンガポール保健省（MOH）は、専門家委員会が、mRNA新型コロナウイルス・ワクチンの2回目の接種が、若年男性における心筋炎および心膜炎のわずかなリスクと関連している可能性があるという国際的な報告に関する評価を概要次の通り公表しました。詳細は保健省（MOH）HPを確認ください。

保健省（MOH）HP

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/expert-committee-on-covid-19-vaccination's-assessment-on-myocarditis-and-pericarditis-following-mrna-covid-19-vaccination>

(1) 専門家委員会は、mRNA COVID-19 ワクチンの2回目の接種が、若年男性における心筋炎および心膜炎のわずかなリスクと関連している可能性があるという国際的な報告を注視してきました。我々は、現在入手可能な国際的および

地域的なデータを検討しました。我々の評価は、mRNA COVID-19 ワクチンを接種することのメリット、すなわち COVID-19 の感染や感染しても重篤な合併症が減少することは、引き続きワクチン接種のリスクを上回るというものです。

#### 【mRNA ワクチンによる心筋炎・心膜炎】

(2) 心筋炎と心膜炎は、それぞれ心臓の筋肉と心臓の外側の粘膜に影響を与える炎症性疾患です。女性に比べて男性に多く発症します。患者は、胸の痛み、息切れ、心拍の異常などの症状を呈します。ほとんどの症例は軽度で、大きな介入を必要とせず回復し、長期的な影響を受けることはありませんが、ごく稀に重度の症例では心筋に損傷を与えることがあります。心筋炎および心膜炎は、心臓への血流が遮断されたときに起こる心臓発作とは別個の疾患です。

(3) mRNA COVID-19 の2回目の接種後に心筋炎や心膜炎の発生が増加することが、海外（イスラエル、米国）で25歳以下の青年・若年層で確認されています。このリスクは、米国における mRNA ワクチンの10万回接種あたり1.6例と推定されており、これはシンガポールで観察されたアナフィラキシーのリスクに匹敵するものです。現在までのところ、ワクチンの初回投与後に心筋炎や心膜炎のリスクの増加は観察されていません。

(4) シンガポールでは、健康科学局（HSA）が18歳から30歳の若い男性による4件の症例を報告しています。これは、背景となる発生率に基づくと、この年齢層で予想される範囲の上限にあたります。ほとんどの症例は、2回目のワクチン接種後、数日以内に発症したと報告されています。全員が回復したか、または退院しています。

#### 【推奨事項】

(5) さらなる研究や調査が行われていますが、現在入手可能なデータでは、特に若い男性において、mRNA ワクチンの2回目の接種後に心筋炎や心膜炎のリスクがごくわずかにある可能性が示唆されています。EC19V では、予防措置として、ワクチンを接種した人、特に青年や若い男性は、2回目の接種後1週間は激しい運動を避けることを推奨しています。この間、胸の痛み、息切れ、心拍の異常などが発生した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

(6) 新型コロナウイルス 9 は、世界的にもシンガポールでも引き続き健康上

の脅威となっています。感染性亜種の出現は、長期的な慢性合併症を含む重篤な COVID-19 疾患や合併症のリスクだけでなく、広くコミュニティに COVID-19 を伝播させる可能性があります。EC19V は、mRNA による COVID-19 ワクチン接種の利点は、既知および潜在的なリスクを引き続き上回っていると評価している。

(7) EC19V は、国内外で更なる分析が行われた際には、入手可能なデータのモニタリングを継続し、最新情報を提供します。

4. シンガポール保健省 (MOH) は、シンガポール国内における感染者数及び予防接種状況等関連情報を以下の保健省HPで公表しています。

(保健省HP) <https://www.moh.gov.sg/covid-19>

5. 日本人の方も含め、日本に来航する際にはシンガポール出国前 72 時間以内の検査証明の提出が必要です。検査証明書をお持ちでない場合、検疫法に基づき上陸できません。

また、空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の確認が行われます。詳細は次の URL をご参照ください。

[https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/keneki\\_0108.html](https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keneki_0108.html)

6. 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter>

(全日空HP)

<https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空・シルクエアーHP)

[Singapore Airlines and SilkAir Flight Schedules - April to June 2021](#)

(シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域も同HPを御参照下さい。)

7. 外務省は、新型コロナウイルスの発生に関し、海外安全HPにて関連情報を掲載しています。渡航にあたっては、同ホームページ等にて最新情報の入手を行って下さい。

(海外安全HP)

[外務省 海外安全ホームページ \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp/)

8. 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省ホームページ、シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省 (MOHホームページ)

<https://www.moh.gov.sg/>

(参考) シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供しています。(チャンネル登録 : <https://go.gov.sg/whatsapp>)